

2021年10月21日

クラス3 – P&I および クラス6 – FD&D メンバー各位

保険料：クラス3 – P&I
(Calls: Class 3 – Protection and Indemnity)

理事会は、2021年10月19日の会合で、クラブの財務状況を見直し、ブリタニヤ・ヨーロッパとブリタニヤの2022年度の更改について検討しました。

理事会は以下の決定に至りました。

2018年度

さらなる保険料の徴収はなく、ルール第37条(1)に従い当年度を締め切ります。

2019年度

当初の45%の延払い保険料を徴収します。

45%の内、2020年10月に25%の延払い保険料が徴収されました。残る20%が即座に徴収されます。当年度はこのまま締め切られると予想していますが、理事会は12カ月後に再検討を行います。

2020年度

延払い保険料から予定総保険料(ETC)へ移行したことにより、最後の支払いは2022年10月に徴収します。理事会は2022年10月に再検討を行います。

2021年度

予定総保険料(ETC)の最後の支払いは、2023年10月に徴収します。理事会は2022年10月に再検討を行います。

2022年度

メンバーの保険料は、国際P&Iグループ再保険契約のコスト変動に加え、個別の保険成績や、それぞれが抱えるリスクの内容が反映されたものとなります。クラブは、持続可能な保険料を維持し、保険引受け収支を改善するべく実態に鑑みた保険更改に取り組みます。全体的引上げ率(General increase)の公表はありませんが、12.5%のクラブの予定総保険料(ETC)引上げ目標に向けた、メンバーごとの引受けとなります。

免責額(Deductibles)

理事会は最低免責額を下記のごとく引き上げることを了承しました。

乗組員のクレーム	6,000ドル
貨物クレーム	18,500ドル
その他のクレーム	12,500ドル

支払い通貨が異なる場合は、2021年10月19日時点のUSドル相当額です。
メンバーは保険料率の調整により、免責額を変更するオプションを有します。



TINDALL RILEY (BRITANNIA) JAPAN LIMITED
8th Floor, KDX Mita Building
3-43-16 Shiba, Minato-ku, Tokyo 105-0014
T: +81 (0) 3 3769 6781

14th Floor, Ship Kobe Kaigan Building
3 Kaigan-Dori, Chuo-ku, Kobe 650-0024
T: +81 (0) 78 322 2731
britanniapandi.com

THE BRITANNIA STEAM SHIP INSURANCE ASSOCIATION LIMITED, JAPAN BR
Authorised and regulated by the Financial Services Agency
T: +81 (0) 3 3769 6791 (Tokyo) T: +81 (0) 78 322 2770 (Kobe)

THE BRITANNIA STEAM SHIP INSURANCE ASSOCIATION LIMITED
Registered Office: Regis House, 45 King William Street, London EC4R 9AN, United Kingdom
Registered in England and Wales No.10340 | Authorised by the Prudential Regulation Authority
Regulated by the Financial Conduct Authority and the Prudential Regulation Authority

精算保険料 (Release Calls)

各年度の精算保険料は次の通りです。

- ・ 2019年度 Nil
- ・ 2020年度 5%
- ・ 2021年度 7.5%
- ・ 2022年度 15%

これらの保険料は12ヵ月後に再検討されます。

クラス6 – FD&D (Class 6 – Freight, Demurrage and Defence)

2018年度の更改より、クレーム1件毎にクラブが負担する5,000ドルの初期費用は7,500ドルに引き上げられました。さらに、2019年度の更改時に、クレーム1件毎にメンバーが負担する7,500ドルを超える1/3の部分に15万ドルの上限が設けられました。

2021年度の保険料引上げは2013年度以来初めてのものでした。2022年度の保険料調整は、続く保険引受け上の不均衡に取り組むために必要です。

加えて理事会は保険料について以下の決定にいたしました。

2017年度

さらなる保険料の徴収はなく、ルール第37条(1)に従い当年度を締め切ります。

他の年度に関して、この段階での勧告はなく、理事会は2022年10月に再検討を行います。

2022年度

全体的引上げ率(General increase)の公表はありませんが、15%のクラブ予定総保険料(ETC)の引上げを達成すべく、メンバーの保険料は、個別の保険成績や、それぞれが抱えるリスクの内容が反映されたものとなります。

精算保険料 (Release Call)

各年度の精算保険料は次の通りです。

- ・ 2019年度 Nil
- ・ 2020年度 5%
- ・ 2021年度 10%
- ・ 2022年度 20%

これらの保険料は12ヵ月後に再検討されます。

以上
(翻訳)ブリタニヤP&Iクラブ日本支店

本 Circular はすべて英語版の日本語訳です。日本語訳と英語版の間に齟齬がある場合は英語版の内容を優先下さるようお願い申し上げます。